

保育所等入所基準指数表

実施基準項目 基準番号 形態	保護者の状況 (同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)		入所基準指数	優先順位	
	区 分	適 用			
① 居宅外労働	外勤 (自営含む)	月20日以上、1日8時間以上 160時間	10	1	
		月20日以上、1日7時間以上 140時間	9	2	
		月16日以上、1日6時間以上 96時間	8	3	
		月16日以上、1日4時間以上 64時間	7	5	
	自営 家族	従事者に協力従事している者	月16日以上、1日6時間以上 96時間 月16日以上、1日4時間以上 64時間	8 7	3 5
	農 業	月16日以上、1日4時間以上 64時間	6	5	
② 居宅内労働	自営	本人	月20日以上、1日7時間以上 140時間	8	3
		家族	月20日以上、1日6時間以上 120時間	7	4
			月20日以上、1日4時間以上 80時間	6	5
	内 職	月20日以上、1日7時間以上 140時間	6	5	
		月20日以上、1日4時間以上 80時間	5	6	
③ 出産	出 産	出産予定日の前後2か月の期間(最長4カ月間) ※多胎の場合	9	2	
		出産予定日の前後2か月の期間(最長4カ月間)	8	3	
④ 疾病等	疾病入院	母親が概ね1か月以上入院	10	1	
		疾病のため概ね1か月以上常時臥床	9	2	
	居宅療養	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8	3	
		医師が概ね1か月以上加療(安静)を要すると診断した者	7	4	
		疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要する者	4	7	
	障 害	身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	9	2	
		身体障害者手帳3,4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B	6	5	
身体障害者手帳5,6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C		4	7		
⑤ 病看人護の等	入院付添	概ね1か月以上親族の入院付添にあたっている者	9	2	
	居宅内看護	同居の家族の長期居宅内療養等介護にあたっている者	6	5	
	心身障害児者介護	心身障害児者介護、通園、通院、通学等にあたっている者	8	3	
	寝たきり老人の介護	同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっている者	8	3	
	その他の介護	上記以外の者の介護又は看護	5	6	
⑥ 育休	育児休業中 (3歳児以上に限る)	当該年度中に復帰する者	①の指数と同等		
		翌年度以降に復帰する者	①の指数より-2		
⑦ 求職	求 職 中	就職活動中の者	4	7	
⑧ 災害	家 庭 の 災 害	火災、風水害、震災等で災害復旧にあたる場合	10	1	
⑨ 特 例	前各号に類する状態であると町長が認める場合 ア、保護者が就学している場合 イ、その他世帯の状況に応じて認定する		類似する指数及び順位		
調整基準	生活保護世帯、ひとり親世帯(単身赴任、祖父母等と同居は含まない)		調整指数 +1		
	既に入所中の兄弟姉妹が継続利用をし、2人以上の同時入所となる場合				
	外勤の就労時間で主にリモートワーク等、居宅内就労の場合		調整指数 -1		
	兄弟姉妹が在園児または卒園児で、選考段階で保育料等の滞納がある場合				

【上記基準の確認書類】

- ※上記事由の証明書・申告書類(就労証明書及び自営の方は開業届の写し等)
- ※③の出産については、母子健康手帳の写し(表紙・出産予定日が記載されたページ)
- ※④⑤については、手帳の写し・医師の診断書等
- ※⑥については、育児休業の期間がわかる書類(就労証明書)
- ※⑦については、誓約書の提出後、入所後2ヶ月以内に就労証明書

【保護者が育児休業(育休)を取得した場合】

- ※保護者が育児休業(育休)中の場合、3歳未満児は利用できません。
- 既に入所している2歳児クラス以上の場合に限り、育休期間も継続入所可能です。育休開始時に、2歳未満児クラスの場合は、産後休暇後(産後8週間後の月末まで)退所となります。